



金 沢 市 公 報

号外第8号の7

平成18年(2006年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (") 18
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1	金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公設花き地方卸売市場) 18
金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監 理 課)	7	金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (") 18
金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則 (")	9	農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則 (農林総務課) 19
金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	9	金沢市地区調査員設置規則の一部を改正する規則 (市 民 課) 20
金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)	9	
金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (中央卸売市場)	18	

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第29号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター」を「こども総合相談センター」に改め、同条第3号中「泉野福祉健康センターにあっては泉野福祉健康センター次長、元町福祉健康センターにあっては元町福祉健康センター次長」を「こども総合相談センターにあってはこども総合相談センター所長」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める光熱水費及び電信電話料(以下「公共料金」という。)については、総務局総務課長(以下「総務課長」という。)が支出負担行為をすることができる。この場合において、当該支出負担行為に係る権限は、当該公共料金の支出負担行為に係る課長から総務課長に委任されたものとする。

第47条第2号中「、勤労青少年寮使用料」を削り、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 児童の保護に関する費用に使用するもの(口座振替の方法により納付するものに限る。) 様式第23号の2第57条第1項第2号中「、駅西健康ホール」を削り、「照合に限る。)」の次に「、第24号の2」を加え、同項第3号中「市史編さん事務局」を「総務課」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

(公共料金に係る支出命令手続)

第65条の2 前条の規定にかかわらず、公共料金の支出に係る予算執行者は、当該公共料金の支出を要するときは、支出確認兼検査調書(様式37号の2)を作成しなければならない。

2 支出確認兼検査調書を作成した予算執行者は、その旨を総務課長に通知しなければならない。

3 総務課長は、前項の規定による通知に基づき、当該公共料金の支出命令を一括して発することができる。この場合において、当該支出命令に係る権限は、当該公共料金の支出に係る予算執行者から総務課長に委任されたものとする。

第66条第2項第4号中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改める。

第69条の2中「第40条」を「第40条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 収入役は、前項の規定にかかわらず、公共料金については、当該公共料金の支払に係る課長が支出確認兼検査調書を作成したことを確認することにより、当該公共料金を支払うことができる。

第70条第7号中「及びこども療育センターたんぼぼ園」を削る。

第72条第2項第5号中「及びこども療育センターたんぼぼ園」及び「又は園長」を削る。

第81条第2号を次のように改める。

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく次の経費

ア 児童福祉法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施に要する経費

イ 児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育の実施に要する経費

ウ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づく入所又は委託及び入所後の保護又は委託後の養育につき同法第45条の規定に基づく最低基準の維持に要する経費

エ 児童福祉法第27条第2項の規定に基づく委託及び委託後の治療等に要する経費

第115条中「証拠書類」を「証拠書類(次項に規定するものを除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 収入役は、公共料金に係る証拠書類については、年度及び月別に編集し、表紙に年度及び保存年限を記載し、つづるものとする。ただし、紙数の多いものについては1年度を分冊して編集することができる。

第192条第1項中「総務局総務課長(以下「総務課長」という。)」を「総務課長」に改める。

別表第1甲表中

国際文化課	国際文化課長	ア 金沢文芸館の観覧料及び使用料の収入に関する事務 イ 市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員	設置箇所の現金出納員が委任を受ける事務のうち現金出納員が指定する事務	を
-------	--------	---	------	------------------------------------	---

交通政策課	交通政策課長	自転車等返還手数料の収入に関する事務	所属職員	設置箇所の現金出納員が委任を受ける事務のうち現金出納員が指定する事務	に、
国際文化課	国際文化課長	ア 金沢文芸館の観覧料及び使用料の収入に関する事務 イ 市民講座等の受講、冊子の頒布及び旧園邸・松向庵の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員		

総務課	総務課長	ア 入札保証金の出納及び保管に関する事務 イ 市史編さん事務局で取り扱う市民講座等の受講及び冊子等の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員	を
-----	------	---	------	---

総務課	総務課長	ア 入札保証金の出納及び保管に関する事務 イ 市民講座等の受講及び冊子等の頒布に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
-----	------	--	------	----

福祉健康センター	福祉健康センター次長	福祉健康センターの事務に係る歳入に関する事務	所属職員	を
福祉健康センター	駅西福祉健康センター次長	福祉健康センターの事務に係る歳入の収入に関する事務	所属職員	
こども福祉課	こども福祉課長	保育所の入所に係る徴収金及び延長保育その他の特別保育に係る実費の収入に関する事務	所属職員	を
こども福祉課	こども福祉課長	保育所の入所に係る徴収金及び延長保育その他の特別保育に係る実費の収入に関する事務	所属職員	
こども総合相談センター	こども総合相談センター所長	ア こども総合相談センターで取り扱う児童福祉施設への入所及び里親又は指定医療機関への委託に係る徴収金の収入に関する事務 イ 幼児発達相談に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
リサイクル推進課	リサイクル推進課長	戸室リサイクルプラザにおける再生品の売払い及び浴場の利用に係る実費の収入に関する事務	所属職員	
リサイクル推進課	リサイクル推進課長	戸室リサイクルプラザにおける再生品の売払い、浴場の利用及び市民講座等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
都市計画課	都市計画課長	ア 都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務 イ 金沢駅周辺整備の土地区画整理事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員	
交通政策課	交通政策課長	自転車等返還手数料の収入に関する事務	所属職員	を
まちなみ対策課	まちなみ対策課長	屋外広告物許可等手数料及び講習手数料の収入に関する事務	所属職員	
都市計画課	都市計画課長	ア 都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務 イ 金沢駅周辺整備の土地区画整理事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員	に、
まちなみ対策課	まちなみ対策課長	屋外広告物許可等手数料及び講習手数料の収入に関する事務	所属職員	

教育プラザ富樫	地域教育センター 所長	ア 地域教育センターの体育館の使用料の収入に関する事務 イ 相談センターの幼児発達相談に係る実費の収入に関する事務	所属職員	を に、
教育プラザ富樫	地域教育センター 所長	地域教育センターの体育館の使用料の収入に関する事務	所属職員	

「消防本部」を「消防局」に改める。

別表第4中

福祉健康局	城北児童会館	こども福祉課長	館長	を
	保育所		所長	
	こども療育センター たんぼぼ園		園長	

福祉健康局	城北児童会館	こども福祉課長	館長	に、「消防本部」を「消防局」に改める。
	保育所		所長	

様式第21号その1の備考中「、勤労青少年寮使用料」を削る。

様式第23号の次に次の1様式を加える。

様式第23号の2（第47条関係）

(表)

納入義務者住所・氏名		年度	児童保護費負担金納入通知書（口座振替用）		
様		児童福祉法第56条第2項の規定によるあなたの児童保護費負担金は、次のとおりです。			
		なお、納付額は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。ご入金は、納期限（振替日）の前日までをお願いします。			
		年	月	日	
		金沢市長		印	
あなたの児童保護費負担金		あなたの指定口座			
階層区分	児童保護費負担金	納期限 (振替日)	金融機関等	口座番号	口座名義人
	円				

(裏)

せ つ め い

この欄には、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第24号の2 その1 第1 葉中

期 別 (月分)	金 額 (円)	延 滞 金 (延納利息等)	前 納 報 奨 金
計			
差引納付額			

を

期 別 (月分)	金 額 (円)	延 滞 金 (延納利息等)
計		
合 計		

に改

め、同その1 第2 葉中「国民健康保険料2年、水洗便所改造資金償還金及び母子・寡婦福祉資金償還金10年、その他5年」を「市税、市営住宅使用料及び保育料5年、国民健康保険料及び介護保険料2年等その収入金の消滅時効の期間」に改める。

様式第30号第2葉中

項	目	節	細節	ア 金 額				イ 延滞金(延滞利息等)				ウ 前納報奨金				
				円				円				円				
小 計																
合 計 (ア+イ-ウ)																

を

項	目	節	細節	ア 金 額				イ 延滞金(延滞利息等)						
				円				円						
小 計														
合 計 (ア+イ)														

に改

める。

様式第37号の次に次の1様式を加える。

様式第37号の2 (第65条の2関係)

課 長 課長補佐 課 員 担 当				検収者職氏名			
				請求日		検収者	
				検収日			
				納期限			
支 出 確 認 兼 検 査 調 書							
会計 款 項 目 節 細 節 実績細節 短縮コード	番号	使用場所	請求金額 (円)	前月請求額 (円)	前年請求額 (円)		

様式第41号の2中「調整手当(業務手当)」を「地域手当」に改める。

様式第41号の3中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第2条 金沢市財務規則の一部を次のように改正する。

第57条第1項第2号中「第24号の2、第25条」を「第24号の2から第25号まで」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第30号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 電子入札(市長の指定する電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行う入札をいう。以下同じ。)を行おうとするときは、その旨

第9条の次に次の1条を加える。

(電子入札の方法)

第9条の2 電子入札に参加しようとする者は、前条第1項の入札書に代えて、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、当該情報を市の指定した日時までに市の使用に係る電子計算機に到着させなければならない。

- 2 前項の規定により情報を入力する場合は、市長の指定する認証方式を用いて入力しなければならない。
- 3 第1項の入札金額その他所定の情報は、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。

第14条第2項中「掲げる契約」の次に「(第1号に掲げる契約にあっては予定価格が4,000万円以上の、第2号から第7号までに掲げる契約にあっては予定価格が1,000万円以上の契約に限る。)」を加え、同項第1号中「予定価格が5,000万円以上の」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「予定価格が1,000万円以上の」を削り、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第2号。以下「条例」という。)に基づき長期継続契約を締結する契約(前号及び条例第2条第1号に掲げる契約を除く。)

第14条第2項第4号を削り、同項第5号中「予定価格が1,000万円以上の」を削り、同号を同項第4号とし、同項に次の3号を加える。

- (5) 測量、設計等コンサルタント業務に係る委託契約
- (6) 前号以外のコンサルタント業務に係る委託契約
- (7) 冊子等企画印刷業務に係る委託契約

第15条第1項中「前条第2項に規定する契約以外の契約」を「次に掲げる契約(第1号に掲げる契約にあっては予定価格が130万円を超え4,000万円未満の、第2号に掲げる契約にあっては予定価格が130万円超の、第3号に掲げる契約にあっては予定価格が50万円を超え1,000万円未満の契約に限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 工事の請負契約
- (2) 印刷物の製造の請負契約
- (3) 前条第2項第2号から第7号までに掲げる契約

第15条第2項中「予定価格の10分の7.5以上の額」を「次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号に掲げる契約 予定価格の10分の7.5以上の額(予定価格が2,000万円以上の工事の請負契約にあっては、予定価格の10分の8.5を超えず、かつ、3分の2を下らない範囲でそのつど定める額)
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる契約 予定価格の3分の2以上の額
- 第15条第3項中「予定価格が5,000万円未満の工事の請負契約」を「同項第1号に掲げる契約」に改める。
- 第22条の2第1号中「80万円を」の次に「、印刷物の製造の請負契約にあっては130万円を」を加える。
- 第23条第2号中「購入する」を「購入し、又は印刷物を製造する」に改める。
- 第24条に次の1項を加える。
- 3 第1項の見積書は、書面による提出に代えて、市長の指定する電子情報処理組織を使用して提出させることができる。この場合においては、第9条の2第2項及び第3項の規定を準用する。
- 第25条の2中「金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第2号)」を「条例」に改め、同条第2号中「警備」の次に「(機械警備を除く。)」を加え、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 施設の警備(機械警備に限る。)に関する委託契約 7年
- 第25条の2に次の3号を加える。
- (5) 労働者派遣契約 3年
- (6) 給食調理及び給食配送に係る委託契約 5年
- (7) 庭園等の維持管理に関する委託契約 5年
- 第25条の2を第25条の3とし、第25条の次に次の1条を加える。
- (長期継続契約を締結することができる契約)
- 第25条の2 条例第2条第4号に規定する規則で定める契約は、次に掲げるものとする。
- (1) 労働者派遣契約
- (2) 給食調理及び給食配送に係る委託契約
- (3) 庭園等の維持管理に関する委託契約
- 第37条の2第1項第1号中「又は」の次に「印刷物以外の」を加える。
- 第38条中「、相談センター所長」を削る。
- 第39条第1項中「修理した物品、単価契約により購入した燃料、薬品その他市長が別に定める物品及び購入した契約金額が50万円以下の物品」を「次に掲げる物品又は印刷物」に改め、同項に次の各号を加える。
- (1) 単価契約により購入した物品又は製造した印刷物
- (2) 購入した物品又は製造した印刷物でこれらの契約金額が50万円以下のもの(単価契約によるものを除く。)
- (3) 玉川図書館及び泉野図書館で購入した100万円以下の定価価格のある資料用出版物
- (4) 市立病院で購入した専ら医療の用に供する物品(備品にあっては、100万円以下のものに限る。)
- (5) 国際文化課及び美術工芸大学で購入した古書、美術品及び工芸品
- (6) 購入した工事用原材料
- (7) 修理した物品
- 第40条の見出し中「購入又は修理物品」を「物品等」に改め、同条中「購入し、又は修理した物品」を「前条第1項各号に掲げる物品又は印刷物」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 契約により物品の購入契約又は印刷物の製造の請負契約に係る既納部分に対し、完済前に代価の一部を支払う必要があるときは、物品検査員は、前項の検査調書を作成するものとする。
- 第44条第1項中「契約の履行がされない間」を「契約の履行が完了するまでの間」に改める。
- 第47条第1項中「(第39条の規定に基づき物品検査員が検査する物品を除く。)」を削り、「購入契約で」を「購入契約若しくは印刷物の製造の請負契約でこれらの」に改め、「超えるもの」の次に「(単価契約によるものを除く。)」を加え、「工事又は」を「工事若しくは」に改め、同条第2項中「製造の請負契約」の次に「(印刷物の製造の請負契約を除く。)」を加える。
- 第51条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
- (7) 談合その他の不正行為に関する情報が提供された場合における対応に関すること。
- 第52条第2項中「ある者」の次に「並びに造園及び樹木等管理に係る専門職員(会長が指名する職員に限る。以下「造園等専門職員」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。
- 5 造園等専門職員である選考員は、前条各号に規定する審議事項のうち、造園及び樹木等管理に関する事項に係る

審議を行う場合で、会長が必要と認めるときに限り、審議に加わるものとする。

第57条及び第58条中「工事の請負契約」を「工事の請負契約等」に改める。

様式第5号その1中「物品用」を「物品及び印刷物用」に、「物品の」を「物品（印刷物）の」に、「物品購入契約書」を「物品購入（印刷物製造請負）契約書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 金沢市小額物品購入に関する契約事務取扱特例規則（昭和63年規則第2号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

金沢市小額印刷物製造に関する契約事務取扱特例規則

第1条中「小額物品購入」を「小額印刷物製造」に改める。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第1号を次のように改める。

- (1) 小額印刷物 予定価格が500,000円以下の印刷物、看板その他これらに類するものをいう。ただし、国又は
県の補助対象となるもの及び単価契約によるものを除く。

第3条中「小額物品を購入しよう」を「小額印刷物を製造しよう」に改める。

第4条第1項中「購入先候補者」を「製造先候補者」に改める。

第5条中「小額物品購入」を「小額印刷物製造」に改める。

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第31号

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則（昭和53年規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「城北児童会館長 こども療育センターたんぼぼ園長」を「城北児童会館長」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第32号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表東京公舎2号の項中「13,600円」を「17,735円」に改め、同表東京公舎6号の項中「24,940円」を「19,195円」に改め、同項の次に次のように加える。

東京公舎7号	東京都文京区水道2丁目8番4号	15,030円
--------	-----------------	---------

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第33号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（日帰りの入湯に係る入湯税の課税免除の額）

第14条の2 条例第117条の2第4号に規定する規則で定める金額は、1,000円（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び法の規定に基づく地方消費税の額を除く。）とする。

第4号様式その4（甲）中

期別（月分）	税 額	延 滞 金	前納報奨金
計			
差引納付額			円

を

期別（月分）	税 額	延 滞 金	
計			
合 計			円

に改める。

第30号様式その2及び第31号様式その2中

障・老・寡・勤																				
配 偶 者																				
配 偶 者 特 別		扶 養 親 族 該 当 区 分								本 人 該 当 区 分								繰 越 損 失		
扶 養 基 礎		控 配	老 配	特 定	同 老	老 人	そ の 他	同 障	特 障	他 障	夫 有	未 成 年 者	特 障	他 障	老 年 者	寡 婦	特 寡		寡 夫	勤 労 学 生
所得控除合計 ²																				

を

障・寡・勤																			
配 偶 者																			
配 偶 者 特 別		扶 養 親 族 該 当 区 分								本 人 該 当 区 分								繰 越 損 失	
扶 養 基 礎		控 配	老 配	特 定	同 老	老 人	そ の 他	同 障	特 障	他 障	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	特 寡	寡 夫	勤 労 学 生		
所得控除合計 ²																			

に改める。

第35号様式その1第2葉（表）中「定率控除後の所得割額」を「65歳以上特例措置」に改め、同その1第5葉を次のように改める。


年度 市民税 領収証書
 年度 市民税 県民税

全期分一括納付用

この用紙で納付できる期限

年 月 日

様

右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市 指定代理金融機関又は金沢市 収納代理金融機関	整理番号
領収日付印	納付額 円
	
石川県金沢市（市町村コード）	


この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

年度 市民税・県民税（全期分一括納付用）
 領 収 済 通 知 書

この用紙で納付できる期限

年 月 日

納

業務コード	帳票コード	年度	年度分	期別	整理番号	備考
領収日付印		右記の金額を領収したの で通知します。 （あて先）金沢市収入役 金沢市指定金融機関、金沢 市指定代理金融機関又は金 沢市収納代理金融機関				納付額 円
						

石川県金沢市（市町村コード）

この領収済通知書は、直接機械で処理しますので、汚した
り、折り曲げたりしないでください。

第35号様式その2第1葉及び第2葉を次のように改める。

第1葉

(表)

様	整理番号
---	------

(裏)

この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第2葉

(表)

納税者住所・氏名	年度	市民税 県民税	納税通知書	下記の各期別ごとの納付額を、それぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。 年 月 日			
様				金沢市長	印		
所得割	区分	課税標準額 千円	市民税額 円	県民税額 円	通知書番号	整理番号	
	総所得金額				市民税及び県民税の 合計税額 +	特別徴収税額及び既納付税額	
	山林所得金額					円	
	分所得課税の金額	短期譲渡				この納税通知書で納める税額	
		長期譲渡				円	
		株式等譲渡				円	
		先物取引				円	
		小計				円	
		配当控除等 定率控除額				所得割より控除しきれなかった 配当割額控除額・株式等譲渡所 得割額控除額	円
		配当割額控除額等 計				納付額	納期限
	均等割				随時	年 月 日	
					円		

(裏)

前葉の裏面の記載事項を引き続き記入すること。

第35号様式その3第2葉(表)中「あなたの納付額」を「納付額」に、「振替することになっています」を「振替納付されます」に、「定率控除後の所得割額」を「65歳以上特例措置」に改め、同様式その4第1葉中「市民税・県民税納税通知書」を「市民税・県民税納税通知書 再発行」に、

課税標準額	総所得金額	株式譲渡等・長期譲渡山林所得の合計額	重課・短期譲渡所得の合計額	を
	円	円	円	

課税標準額	総所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	山林・株式譲渡等	に、
	円	円	円	円	

税額控除等	定率控除等	所得割額	を	税額控除等	所得割額	に
円	円	円		円	円	

改め、同その4第2葉及び第3葉を次のように改める。

第2葉

この欄には、市民税・県民税の課税の内訳等を記入すること。

第3葉以降

金 沢 市 税 納 付 書 兼 領 収 証 書		納 税 者 住 所 (所 在 地) ・ 氏 名 (名 称)		納 税 者 様	
年度 年 月 日					
この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。					
				石川県金沢市 (市町村コード)	
				石川県金沢市 (市町村コード)	

金 沢 市 税 領 収 済 通 知 書		納 税 者 氏 名 (名 称)		納 税 者 様	
年 月 日					
				石川県金沢市 (市町村コード)	
				石川県金沢市 (市町村コード)	

第35号様式その4第4葉から第8葉までを削る。

第39号様式その1第5葉を次のように改める。

第5葉


年度 固定資産税 領収証書
都市計画税

全期分一括納付用

この用紙で納付できる期限

年 月 日

様

右記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市 指定代理金融機関又は金沢市 収納代理金融機関	整 理 番 号
領 収 日 付 印	納 付 額 円
	
石川県金沢市（市町村コード）	


この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。

年度 固定資産税・都市計画税（全期分一括納付用）
領 収 済 通 知 書

この用紙で納付できる期限

年 月 日

納

業務コード	帳票コード	年度	年度分	期別	整 理 番 号	備 考
領 収 日 付 印		右記の金額を領収したの で通知します。 （あて先）金沢市収入役 金沢市指定金融機関、金沢 市指定代理金融機関又は金 沢市収納代理金融機関				納 付 額 円
						

石川県金沢市（市町村コード）

この領収済通知書は、直接機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

第39号様式その2第2葉中

第 4 期				全 期 前 納			
年 月 日				年 月 日			
円				前納報奨金 円			
				差引納付額			
				円			

を

第 4 期			
年 月 日			
円			

合計年税額 (円)			

に改め、同様式その3第1葉(裏)を削り、同その3第1

葉(表)を同その3第1葉とし、同その3第2葉以降を次のように改める。

第2葉以降

<p>金 沢 市 税 納 付 書 兼 領 収 証 書</p> <p>納税者住所(所在地)・氏名(名称)</p> <p>様</p> <p>年度</p> <p>年 月 日</p> <p>この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p>		<table border="1"> <tr> <th>税目</th> <th>帳票</th> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>期別</th> <th>整理番号</th> </tr> <tr> <td colspan="6">億 千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p>領収日付印</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p> <p>石川県金沢市(市町村コード)</p>	税目	帳票	年度	年度分	期別	整理番号	億 千 百 十 万 千 百 十 円						納付額						延滞金						合計					
税目	帳票	年度	年度分	期別	整理番号																											
億 千 百 十 万 千 百 十 円																																
納付額																																
延滞金																																
合計																																
<p>金 沢 市 税 領 収 済 通 知 書</p> <p>納税者氏名(名称)</p> <p>納</p> <p>年 月 日</p>		<table border="1"> <tr> <th>税目</th> <th>帳票</th> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>期別</th> <th>整理番号</th> </tr> <tr> <td colspan="6">億 千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収したので通知します。</p> <p>領収日付印</p> <p>(あて先) 金沢市収入役</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p> <p>石川県金沢市(市町村コード)</p>	税目	帳票	年度	年度分	期別	整理番号	億 千 百 十 万 千 百 十 円						納付額						延滞金						合計					
税目	帳票	年度	年度分	期別	整理番号																											
億 千 百 十 万 千 百 十 円																																
納付額																																
延滞金																																
合計																																

第42号様式その2第2葉を削り、同その2第1葉を同その2とする。

第58号様式(表)中

課税標準 (入湯客数)	税 額

を

課税標準 (入湯客数)	税 額
人	円

に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

年 月分入湯税納入明細書									
日	課税標準 (入湯客数 人)	税 率 (円)	税 額 (円)	摘 要	日	課税標準 (入湯客数 人)	税 率 (円)	税 額 (円)	摘 要
1		150			1		100		
2		150			2		100		
3		150			3		100		
4		150			4		100		
5		150			5		100		
6		150			6		100		
7		150			7		100		
8		150			8		100		
9		150			9		100		
10		150			10		100		
11		150			11		100		
12		150			12		100		
13		150			13		100		
14		150			14		100		
15		150			15		100		
16		150			16		100		
17		150			17		100		
18		150			18		100		
19		150			19		100		
20		150			20		100		
21		150			21		100		
22		150			22		100		
23		150			23		100		
24		150			24		100		
25		150			25		100		
26		150			26		100		
27		150			27		100		
28		150			28		100		
29		150			29		100		
30		150			30		100		
31		150			31		100		
計		150			計		100		
					合計				

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の第30号様式及び第31号様式は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による納付（納入）書及び領収証書等は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第34号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成17年条例第71号)のうち、第19条、第23条、第26条、第27条及び第30条の改正規定の施行期日は、平成18年5月1日とする。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第35号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則(平成12年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第13条第4号中「資本」を「資本金」に改める。

第24条の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第1項中「営業の」を「事業の」に、「仲卸業者営業譲渡し・譲受け認可申請書」を「仲卸業者事業譲渡し・譲受け認可申請書」に、「仲卸業者営業合併認可申請書」を「仲卸業者事業合併認可申請書」に、「仲卸業者営業分割認可申請書」を「仲卸業者事業分割認可申請書」に改める。
第27条の見出しを「(事業報告書)」に改め、同条中「営業報告書」を「事業報告書」に、「営業の」を「事業の」に改める。

別表第2クリーンセンター使用料の項中「630,000円」を「840,000円」に改める。

様式第8号中「仲卸業者営業譲渡し・譲受け認可申請書」を「仲卸業者事業譲渡し・譲受け認可申請書」に改める。

様式第9号中「仲卸業者営業合併認可申請書」を「仲卸業者事業合併認可申請書」に改める。

様式第9号の2中「仲卸業者営業分割認可申請書」を「仲卸業者事業分割認可申請書」に改める。

様式第12号及び様式第15号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第36号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成18年条例第22号)の施行期日は、平成18年5月1日とする。ただし、別表第3の改正規定の施行期日は、同年4月1日とする。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第37号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則(平成12年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「資本」を「資本金」に改める。

第22条の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第1項中「営業の」を「事業の」に、「仲卸業者営業譲渡し・譲受け認可申請書」を「仲卸業者事業譲渡し・譲受け認可申請書」に、「仲卸業者営業合併認可申請書」を「仲卸業者事業合併認可申請書」に、「仲卸業者営業分割認可申請書」を「仲卸業者事業分割認可申請書」に改める。

第25条の見出しを「(事業報告書)」に改め、同条中「営業報告書」を「事業報告書」に、「営業の」を「事業の」に改める。

別表苗木保管施設使用料の項中「178円50銭」を「199円50銭」に改める。

様式第5号中「資本」を「資本金」に改める。

様式第8号中「仲卸業者営業譲渡し・譲受け認可申請書」を「仲卸業者事業譲渡・譲受認可申請書」に改める。

様式第9号中「仲卸業者営業合併認可申請書」を「仲卸業者事業合併認可申請書」に改める。

様式第9号の2中「仲卸業者営業分割認可申請書」を「仲卸業者事業分割認可申請書」に改める。

様式第12号及び様式第15号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第38号

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則

農林業等に関する補助金交付規則（昭和32年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表農業振興事業の部中	園芸作物近代化事業	機械導入費 施設設置費 推進活動費	10分の7以内	を

園芸作物近代化事業	機械導入費 施設設置費	30分の13以内	に改め、同表林業振興事業の
-----------	----------------	----------	---------------

部中	林業構造改善事業	事業費	10分の8以内	を
----	----------	-----	---------	---

林業・木材産業等振興施設 整備事業	事業費（機械導入費を除く。）	10分の7以内	に、
	機械導入費	10分の7.5以内	

森づくり推進事業	事業費	10分の6.5以内	を
林業育成事業	事業費	10分の7.5以内	

森づくり推進事業	事業費	10分の8以内	に改め、同表土地改良事
----------	-----	---------	-------------

業の部を次のように改める。

土地改良事業	かんがい排水事業	事業費	10分の9以内
	耕地整備事業	事業費	10分の8以内
	災害防止事業	事業費	10分の9以内
	土地改良総合整備事業	事業費	10分の9以内

別表の備考第4号を次のように改める。

- (4) 土地改良事業のうちかんがい排水事業、耕地整備事業及び災害防止事業（これらの事業に該当するもので、市長が別に定めるものに限る。）並びに土地改良総合整備事業

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成18年度分からの補助金について適用する。

金沢市地区調査員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第39号

金沢市地区調査員設置規則の一部を改正する規則

金沢市地区調査員設置規則（昭和51年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

「	「		
勤 務 課	勤 務 課		
職 名	職 名	を	写 真
氏 名	氏 名		
生年月日	生年月日		
」	」		

に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

住民基本台帳法（抜粋）

（この欄には、住民基本台帳法第34条、第35条及び第45条の条文を記載すること。）

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年(2006年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
	定価 120円		